

高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、収益性の高い農作物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進するために、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。）及び中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、平成28年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知及び令和2年2月7日付け元農会第702号農林水産技術会議事務局長通知。（以下「実施要領」という。))に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、実施要領第3の1に定める下記に掲げる事業とし、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるところによるものとする。

- (1) 所得向上推進事業
- (2) 基盤整備
- (3) 施設整備等

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表第2に掲げる補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める。

4 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別表第2に掲げる交付決定前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別表第2に掲げる補助金変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の変更
- (3) 別表第1の軽微な変更以外の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第8条 補助事業者は、第3条第2号の事業を実施するときは、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別表第2に掲げる実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による状況報告は、別表第2に掲げる事業遂行状況報告書によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。)の末日現在における状況報告書を、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別表第2に掲げる実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の4月15日までに提出するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別表第2に掲げる消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第11条 補助事業者は、規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別表第2に掲げる年度終了実績報告書を、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別表第2に掲げる概算払請求書を知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（第3条第2号の事業を実施するときは、補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができること。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に40パーセントを乗じた範囲内とすること。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。
- (3) 年度末の概算払について知事が必要と認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができること。この場合は、別表第2に掲げる遂行状況報告書及び概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- (4) 第3条第2号の事業を実施するときは、支払を受けようとする日の属する月の前月の15日までに別表第2に掲げる概算請求予定表を提出しなければならないこと。
- (5) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定めること。
- (6) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。

(繰越しの承認申請)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別表第2に掲げる補助金繰越承認申請書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助の条件)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、第 3 条第 3 号の事業を実施するときは、別表第 2 に掲げる工期延期承認申請書を知事に提出することとする。
- 2 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
 - 4 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別表第 2 に掲げる財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 5 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。
 - 6 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
 - 7 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 8 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別表第 2 に掲げる契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
 - 9 県税の滞納がないこと。

（書類の経由）

第 17 条 補助事業者は、別表第 1 の区分の欄に掲げる 2 及び 3 のウを実施するときは、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長を経由しなければならない。

（グリーン購入）

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（附則）

この要綱は、平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

（附則）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条第2項から第5項まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第17条関係）

区分		補助事業者	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 所得向上推進事業		市町村	事業費 実施要領別紙1の第6に掲げる経費	定額 1地区当たり500万円以内	次に掲げる変更 以外の変更 1事業実施主体の変更
2 基盤整備		市町村又は土地改良区	事業費 実施要領別紙2の第7に掲げる経費	ア 定額 実施要領別紙2の第7の1に定める額 イ 定率 補助対象事業費の10分の6.5以内	次に掲げる変更 以外の変更 1事業実施主体の変更
3 施設整備等	ア 実施要領別紙3-1に係る事業	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会又は計画主体が指定した者	(1) 事業費 実施要領別紙3-1の第11に掲げる経費 ただし、実施要領別紙3-1の別表の(1)の事業であって、計画区域が概ね県全域とする事業においては、県が特に認める事業の実施に要する経費	実施要領別紙3-1の別表の1に定める率 (2分の1以内、10分の4.5以内、10分の5.5以内) ただし、実施要領別紙3-1の別表の(1)から(3)までの事業であって、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた施設整備については、3分の2以内 また、実施要領別紙3-1の別表の(1)の事業であって、計画区域が概ね県全域とする事業においては、県が特に認める事業の2分の1以内	次に掲げる変更 以外の変更 1事業実施主体の変更 2事業の新設又は廃止 3(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減

			(2) 附帯事務費 実施要領別紙 3-1 の第 11 に掲げる経費であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費	実施要領別紙 3-1 の第 11 の 1 の (4) に定める額 (総事業費の 100 分の 1 の額の 2 分の 1 以内)	
イ 実施要領別紙 3-2 に係る事業	市町村又は地域協議会等	(1) 事業費 実施要領別紙 3-2 の第 13 に掲げる経費	実施要領別紙 3-2 の第 4 に定める額及び率 (定額、10 分の 5.5 以内)		
		(2) 附帯事務費 実施要領別紙 3-2 の第 13 に掲げる経費であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費	実施要領別紙 3-2 の第 13 の 1 の (2) に定める率 (総事業費の 100 分の 1 の額の 2 分の 1 以内)		
ウ 実施要領別紙 3-3 に係る事業	市町村	事業費 実施要領別紙 3-3 の第 7 に掲げる経費	実施要領別紙 3-3 の第 7 に定める額及び率 (定額、10 分の 5.5 以内)		

別表第2

提出書類	区 分					備 考
	1 所得向上推進事業	2 基盤整備	3 施設整備等			
			実施要領別紙3-1に係る事業	実施要領別紙3-2に係る事業	実施要領別紙3-3に係る事業	
補助金交付申請書 (第4条関係)	別記第1-1号様式 別紙1-1	別記第1-2号様式 別紙1-2、別紙2	別記第1-1号様式 別紙3、別紙3-1	別記第1-3号様式	別記第1-1号様式 別紙3、別紙3-2	
交付決定前(指令前)着手届 (第4条関係)	別記第2-1号様式	別記第2-2号様式	別記第2-1号様式	別記第2-3号様式	別記第2-1号様式	
補助金変更等承認申請書 (第7条関係)	別記第3-1号様式 別紙1-1	別記第3-2号様式 別紙1-2、別紙2	別記第3-1号様式 別紙3、別紙3-1	別記第3-3号様式	別記第3-1号様式 別紙3、別紙3-2	
実施設計審査表 (第8条関係)	—	別記第4号様式	—	—	—	
事業遂行状況報告書 (第9条関係)	別記第5-1号様式	別記第5-2号様式 別紙4	別記第5-1号様式	別記第5-3号様式	別記第5-1号様式	
実績報告書 (第10条関係)	別記第6-1号様式 別紙1-1	別記第6-2号様式 別紙1-2、別紙5、別紙6、別紙7-2、別紙8、別紙9、別紙10、別紙11	別記第6-1号様式 別紙3、別紙3-1、別紙7-1、別紙12、別紙13	別記第6-3号様式 別紙7-3	別記第6-1号様式 別紙3、別紙3-2 別紙7-1	財産管理台帳 (第16条関係) 別紙7-1、別紙7-2、別紙7-3
消費税仕入控除税額等報告書 (第10条関係)	別記第7-1号様式	別記第7-2号様式	別記第7-1号様式	別記第7-3号様式	別記第7-1号様式	

年度終了実績報告書 (第 11 条関係)	別記第 8-1 号様式 別紙 14-1	別記第 8-2 号様式 別紙 14-2	別記第 8-1 号様式 別紙 14-1	—	—	
概算払請求書 (第 12 条関係)	別記第 9-1 号様式	別記第 9-2 号様式 別紙 15	別記第 9-1 号様式	別記第 9-3 号様式	別記第 9-1 号様式	
遂行状況報告書及び概算払請求書 (第 12 条関係)	別記第 10-1 号様式	別記第 10-2 号様式 別紙 16	別記第 10-1 号様式	別記第 9-3 号様式	別記第 10-1 号様式	
概算請求予定表 (第 12 条関係)	—	別記第 11 号様式	—	—	—	
補助金繰越承認申請書 (第 13 条関係)	別記第 12-1 号様式 別紙 17、別紙 18	別記第 12-1 号様式 別紙 17、別紙 18	別記第 12-1 号様式 別紙 17、別紙 18	別記第 12-2 号様式	別記第 12-1 号様式 別紙 17、別紙 18	
工期延期承認申請書 (第 16 条関係)	—	—	—	別記第 13 号様式	—	
契約に係る指名停止等に関する申立書 (第 16 条関係)	別記第 14 号様式	別記第 14 号様式	別記第 14 号様式	別記第 14 号様式	別記第 14 号様式	
上記書類の提出先	高知県農業振興部 農業担い手支援課、農 産物マーケティング 戦略課(事業の内容に よる)	高知県農業振興部 農業基盤課(所管の 農業振興センター経 由)	高知県農業振興部 農業担い手支援課、 農産物マーケティング 戦略課(事業の内 容による)	高知県中山間振興・ 交通部 鳥獣対策課	高知県農業振興部 農業基盤課(所管の 農業振興センター経 由)	

別表第3（第5条、第6条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1-1号様式（第4条関係）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付申請書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、金 円 の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容(又は実績)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負 担 区 分				備考
		県費補助金		市町村費	その他	
		国交付金	県費			
1 所得向上推進事業	円	円	円	円	円	
2 施設整備等 事業費 附帯事務費						
合 計						

4 事業の完了予定年月日（又は完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度 予算額 <small>（又は本年度精算額）</small>	前年度 予算額 <small>（又は本年度予算額）</small>	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補助金（国及び県） 2 市町村費 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度 予算額 <small>（又は本年度精算額）</small>	前年度 予算額 <small>（又は本年度予算額）</small>	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 所得向上推進事業 2 施設整備等 事業費 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定）

年 月 日

6 添付書類

- （1）別表第1の区分の1に掲げる経費にあつては、別紙1-1の地区別事業内容及び配分表（所得向上推進事業）
- （2）別表第1の区分の3に掲げる経費にあつては、別紙3の施設整備等事業別配分等集計表、市町村の補助金の交付に関する要綱等
- （3）県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書（市町村除く。）
 - ・ 県税の滞納がない場合：納税証明書（県税の滞納がないことを証明できる書類）
 - ・ 県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付決定前着手（着工）届
（所得向上推進事業等）

所得向上計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手（着工）したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 4 項の規定に基づき届出書を提出します。

記

- 1 地区名
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前着手（着工）を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損害を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書を添付すること（市町村除く）。
 - ・ 県税の滞納がない場合：納税証明書（県税の滞納がないことを証明できる書類）
 - ・ 県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書

第3-1号様式（第7条関係）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金変更等承認申請書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業
について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助
金交付要綱第7条の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額
承認を受けたく）（注2）〕申請します。

記（注3）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃
止」としてください。

（注2）金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除いてください。

（注3）記の記載要領は、別記第1-1号様式の記の様式に準ずるものとします。この場合
において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、
廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業
の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業
の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、
変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載してください。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったも
のに限り添えてください。（申請時以降変更のない場合は省略できます。）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金遂行状況報告書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	補助事業に 要する経費 A	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費 C=A×B	出来高比率 B	事業費 A-C	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記第1-1号様式の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載してください。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載してください。

事業着手年月日： 年 月 日

第 6 - 1 号様式 (第10条関係)

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金実績報告書
(所得向上推進事業等)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業
について、交付決定通知の内容に従い実施したので、高知県中山間地域所得向上支援事業補
助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

(また、併せて精算額として高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金 円の交付
を請求します。)

記

(注) 1 記の記載様式は、別記第1-1号様式に準ずるものとします。

なお、間接交付事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の
5 (2) の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載してください。

2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添え、
経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添えたもののうち、
変更があったものに限り添えてください。(経費以外のものについては、申請時以
降変更のない場合は省略できます。)

また、処分の制限を受ける財産の取得の有無にかかわらず、別紙7-1の財産管
理台帳を添付することとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかった場合は、同
様式に財産の取得がなかったことを記載し添えてください。

3 交付要綱別表第1の区分の3のアに掲げる経費にあっては、記の6の添付資料に
以下の資料を併せて添えてください。

ただし、該当する支出があった場合に限り添えるものとします。

附帯事務費 (別紙12)

工事雑費 (別紙13)

第7-1号様式（第10条関係）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった高知県中山間地域所得向上支援事業補助金について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、
その状況を記載
[] | | |
| 6 | 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[] | | |

第 8 - 1 号様式 (第11条関係)

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費年度終了実績報告書
(所得向上推進事業等)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業
について、高知県中山間地域所得向上支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その年
度終了実績を下記のとおり報告します。

記

補助事業の成果 別紙 14- 1 のとおり

第9-1号様式（第12条関係）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金費概算払請求書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業
について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、金
円を下記のとおり概算払により交付されたく請求します。

記

年 月 日現在

区 分	補助事業に 要する経費	県費補助金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ①-(②+④)	備 考
				金 額 ④≤①×③-②	〇月〇日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記第1-1号様式の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された
事項について記載してください。
2 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種
別、口座番号及び口座名（カナ）を記載してください。

事業着手年月日： 年 月 日

事業完了予定年月日： 年 月 日

第10-1号様式（第12条関係）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書
（所得向上推進事業等）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業
について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その
遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

年 月 日現在

区 分	補助事業に 要する経費 A	県費補助金 ①	既受領額 ②	遂行状況報告		今回請求額		残 高 ①-(②+④)	備 考
				事業費 C=A×B	〇月〇日迄の 出来高 B	金 額 ④≤①×③-②	〇月〇日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	%	円	
合 計									

- (注) 1 「区分」の欄には、別記第1-1号様式の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載してください。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載してください。
3 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名（カナ）を記載してください。

事業着手年月日： 年 月 日
事業完了予定年月日： 年 月 日

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
氏 名 印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金繰越承認申請書
(所得向上推進事業等)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

- 1 繰越内容 別紙 17 のとおり
- 2 繰越理由 別紙 18 のとおり
- 3 事業完了年月日 年 月 日

第 14 号様式（第 16 条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙1-1(別記第1-1号、第3-1号及び第6-1号様式関係)

地区別事業内容及び配分表(所得向上推進事業)

整理番号	市町村名	地区名	事業内容	事業実施主体	経費の配分及び負担区分等							県費補助金の精算		備考
					事業費 A	交付限度額 (1地区上限 500万円) B	負担区分		間接交付事業者 への補助金の 交付完了年月日 G	既受領額 H	精算額 I			
							県費補助金					市町村費 E	その他 F	
							国庫交付金 C	県費 D						
円	円	円	円	円	円	円	円	円						
合 計					(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		0	0	

- 「事業内容」欄には、実施する取組名(実施要領別紙1の別表の取組)を箇条書きに記入すること。
 (例) 「・計画策定に係る調査・調整
 ・農産物の販売戦略の策定」 等
- 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。
- 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記第3-1号及び第6-1号様式に添える場合は、変更の有無にかかわらず
 前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。
- 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するものとし、
 そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
- 備考の欄は、1行目に仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には『今回追加』と、変更対象事業には『今回変更』とそれぞれ追記すること。

別紙3(別記第1-1号、第3-1号及び第6-1号様式関係)

施設整備等事業別配分等集計表

実施要領別紙区分	区分	事業区分	経費の配分及び負担区分等							県費補助金の精算		備考	
			事業費	交付限度額	負担区分				間接交付事業者への補助金の交付完了年月日	既受領額	精算額		
					県補助金		市町村費	その他					
					国庫交付金	県費							
A	B	C	D	E	F	G	H	I					
3-1	事業費	地域連携販売力強化施設、農産物集出荷・処理加工施設等の整備	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	
3-1	附帯事務費	市町村等附帯事務費	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	
3-3	事業費	収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	
事業費計			(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	
市町村等附帯事務費計			(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	
合計			(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0		円 0	円 0	

- この事業別配分集計表の作成にあたっては、事前に、実施要領別紙3-1の事業にあつては本要綱別紙3-1を、実施要領別紙3-3の事業にあつては本要綱別紙3-2を作成し、その集計結果を記入するものとし、作成した本要綱別紙3-1又は別紙3-2を添えること。
- 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄の列には、本要綱別紙3-1又は別紙3-2の同欄の「合計」欄の行及び「市町村等附帯事務費」欄の行に記載した最終の交付完了年月日を記入すること。また、「事業費計」欄の行及び「市町村等付帯事務費計」欄の行に、それぞれ対応する最終の交付完了年月日を記入すること。
- 備考の欄は、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

地区別事業内容及び配分表(収益性の高い農作物の導入、高付加価値化・販売力強化)

整理番号	市町村名	地区名	交付対象事業			事業実施主体	経費の配分及び負担区分等								県費補助金の精算		備考									
			定額・定率 の区分	事業 番号	事業名		補助金限度額				負担区分				間接交付事業者 への補助金の 交付完了年月日	既受額		精算額								
							交付限度額 算定国費率 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定額】	交付限度額 合計額	県費補助金		市町村費	その他												
											国庫交付金	都道府県費														
A	①	②=A×①	③	B=②+③	C	D	E	F	G	H	I															
合 計						(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0			0	0							

- 1 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1:定額」、定率助成は「2:定率」を記入すること。
- 2 「事業番号」欄には、実施要領別紙3-3別表の事業種類毎に番号を記入すること。なお、付番する番号は以下のとおりとする。
 - 定額助成
 - 10:高収益作物転換推進費
 - 定率助成
 - 20:高収益作物導入支援
- 3 「事業名」欄には、上記2の番号に該当する事業名を記入すること。
- 4 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。
- 5 「事業費A」欄には、対象となる事業費の総額を記入すること。
- 6 「交付限度額算定国費率【定率】①」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記入すること。
- 7 「交付限度額算定基礎額【定額】③」欄には、「事業費A」の額のうち国費相当額を記入すること。
- 8 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への補助金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記第3-1号及び第6-1号様式に添える場合は、変更の有無にかかわらず前回までの交付決定の内容を上段に括弧書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。
- 9 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への補助金の交付が完了した日を記入するものとし、そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
- 10 備考の欄は、1行目に仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には「今回追加」と、金額の変更対象事業には「今回変更」とそれぞれ追記すること。

別紙 7-1号 (別記第 6-1号様式関係)

財 産 管 理 台 帳

市町村 (又は事業実施主体等) 名

地区名	事業実施年度					年度		農林水産省所管交付金名				中山間地域所得向上支援事業交付金					
								県補助金名				高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金					
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫交付 金	県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙12 附帯事務費(別記第6-1号様式関係)

区 分	事 務 費	交 付 額	都道府県費	市町村費	そ の 他	備 考
1 市町村等附帯事務費 〇〇市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 〇〇土地改良区 〇〇〇	円	円	円	円	円	
合 計						

1 備考欄には、附帯事務費を要した補助対象事業について、様式別紙3-1の整理番号の欄に付番した番号を記入すること。

別紙13 工事雑費(別記第6-1号様式関係)

地 区 名	事業実施主体等	事 業 費	工 事 雑 費	備 考
〇〇地区	〇〇市 〇〇土地改良区	円	円	
合 計				

- 1 本様式の作成に当たっては、実施要領別紙3-1の事業に係る工事雑費と実施要領別紙3-2の事業に係る工事雑費を区分して作成すること。
- 2 備考欄には、工事雑費を要した交付対象事業について、様式別紙3-1又は様式別紙3-2の整理番号の欄に付番した番号を記入すること。

別記
第1-2号様式(第4条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付申請書(基盤整備)

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

地区名	事業実施期間	事業内容	備考
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	

3 経費の配分及び事業計画の概要 別紙1-2のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙2のとおり

添付書類

- (1) 交付対象事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
- (2) 交付対象事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
- (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村除く。
 - ・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - ・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書

(注) 2の「事業内容」欄は中山間地域所得向上支援事業実施要領別紙2の別表1に記載されている区分、事業種類を記載してください。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	高知県中山間地域所得向上支援事業 (基盤整備)		地区名 (事業主体)		施工年度		年 度						備考		
	費 目	工 種	総 量		前年度まで		本		国庫補助率	国庫補助金以外の財源				翌年度以降	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		国庫補助金	都道府県費	市町村費		土地改良区 その他	事業量
ハード事業			円					円			円			円	受益面積 ha
純工事費															
															工期
測量設計費															
用地買収及び補償費															
船舶機械器具費															
全体実施設計費															予定管理者
換地費															
ソフト事業															
計															

- (注) 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記入してください。
 2 「工種」欄には、純工事費の場合は用(排)水路、ゲート、頭首工、揚(排)水機場、区画整理、農作業道等を記入してください。
 3 「事業量」欄及び「事業費」欄には、該当する事業量及び事業費を記入してください。
 4 「国庫補助金以外の財源」欄には、実質の負担区分に基づき記入してください。
 5 「備考」欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記入してください。

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
1 定額助成	円	
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(5) 暗渠排水		
(6) 湧水処理		
(7) 末端畑地かんがい施設		
(8) 客土		
(9) 除礫		
(10-ア) 更新(用水路)		
(10-イ) 更新(排水路)		
(10-ウ) 更新(農作業道)		
(10-エ) 更新(特認事業)		
(11) 条件改善推進費		
2 定率助成		
(1) 農業用排水施設		
(2) 暗渠排水		
(3) 土層改良		
(4) 区画整理		
(5) 農作業道等		
(6) 農地造成		
(7) 農用地の保全		
(8) 営農環境整備支援		
(9) 管理省力化支援		
(10) 品質向上支援		
(11) 条件改善促進支援		
(12) 指導		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金指令前着手届(基盤整備)

年度において実施する下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 しゅん工予定年月日 年 月 日
- 5 交付の決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定以前の補助事業については、補助対象とならない場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 5 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書を添付すること(市町村除く)。
 - ・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - ・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金変更承認申請書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)

2 事業の内容及び計画

地区名	事業実施期間	事業内容	備考
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	

3 経費の配分及び負担区分 別紙1-2のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙2のとおり

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載してください。
なお、添付書類については、交付申請書に添えたもののうち、変更があったものに限り添えてください。(交付申請時以降変更のない場合は省略できます。)

第4号様式(第8条関係)

実施設計審査表							
年度	事業名	高知県中山間地域所得向上支援事業 (基盤整備)		事業量	事業費		
地区名				工種			
高知県 農業振興センター				事業主体名			
職名	審査年月日		印	職名	審査年月日		印
所長				課長			
技術次長				係長			
基盤整備課長				係長			
チーフ				係			
係				検算			
農業振興センター指示事項				事業主体回答事項			
工事施工については、上記指示内容を十分検討の上実施してください。							

第 号
年 月 日

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業遂行状況報告書(基盤整備)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況
について高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- | | |
|----------|---------|
| 1 事業遂行状況 | 別紙4のとおり |
| 2 事業着手 | 年 月 日 |
| 3 事業完了予定 | 年 月 日 |

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費(A)	補助金	事業費(B)	補助金		
	工事費	円	円	円	円	%	事業着手年月日
	計						事業完了予定年月日

(注)1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入してください。

2 「事業費(B)」欄は、工事の出来高を金額に換算した額を記入してください。

3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の少数第2位を切捨てし、少数第1位で表記してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費 実績報告書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金について、下記のとおり実施したので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

地区名	事業実施期間	事業内容	備考
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	
〇〇地区	～	1 定額 2 定率	

3 経費の配分及び負担区分 別紙1-2のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支精算書 別紙5のとおり

6 関係書類 別紙のとおり(注1参照)

(注) 1 6の関係資料については、別紙6、別紙7-2、別紙8、別紙9、別紙10、別紙11のうち該当があるもののみ提出してください。

2 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は契約書の写し等を添え、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添えたもののうち、変更があったものに限り添えてください。

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
1 定額助成				
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)				
(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				
(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)				
(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				
(5) 暗渠排水				
(6) 湧水処理				
(7) 末端畑地かんがい施設				
(8) 客土				
(9) 除礫				
(10-ア) 更新(用水路)				
(10-イ) 更新(排水路)				
(10-ウ) 更新(農作業道)				
(10-エ) 更新(特認事業)				
(11) 条件改善推進費				
2 定率助成				
(1) 農業用排水施設				
(2) 暗渠排水				
(3) 土層改良				
(4) 区画整理				
(5) 農作業道等				
(6) 農地造成				
(7) 農用地の保全				
(8) 営農環境整備支援				
(9) 管理省力化支援				
(10) 品質向上支援				
(11) 条件改善促進支援				
(12) 指導				
計				

予算議決 年 月 日

(注) 前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

補助事業しゅん工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	しゅん工検査		契約方法	備考
								着工年月日 しゅん工年月日	検査年月日		

(注) 1 測量設計等の委託業務についても、請負工事に準じて記入してください。
 2 請負人は、法人名(又は商号)及び代表者名を記入してください。
 3 検査日がしゅん工した日から起算して15日を経過した日以降の場合は、「備考」欄に完了届受理日を記入してください。

用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件(又は権利)	数 量	取得金額 円	備 考

(注) 用地買収費及び補償費ごとに金額の合計を記入してください。

直 営 調 書

地区

区 分	材 料 費	労 務 費	需 用 費	そ の 他	計	備 考

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形状寸法	数 量	单 価 円	取得金額 円	検収又は取得年月 日	備 考

購入機械器具検収調書

地区名	名称	数量	単価 円	金額 円	備考

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 地区別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

第8-2号様式(第11条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費年度終了実績報告書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金年度終了実績を高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果

別紙14-2のとおり

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金概算払請求書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金について概算交付されるよう高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額

円(内訳は、別紙15のとおり)

(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金について、年度内事業遂行状況を別紙16のとおり報告します。

なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第12条第3号の規定に基づき、補助金未受領額中 円を概算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しましたので、報告します。

年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長 印

(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

年度 高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金繰越承認申請書(基盤整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容 別紙17のとおり

2 繰越理由 別紙18のとおり

3 事業完了予定年月日 年 月 日

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[補助事業者] 様

所在地

商号又は名

印

氏 名

当社は、[補助事業者]発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

別記

第1－3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地

団体名

（協議会名）

代表者

印

生年月日

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付申請書
（鳥獣被害防止施設等の整備）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりです。

記

交付金交付申請額

円

- （注） 1 別添の事業実施計画として、中山間地域所得向上支援対策実施要領（別紙3－2）第5の1の（1）に準じて作成した事業実施計画を添えてください。
- 2 地域協議会が事業実施主体の場合は、規約の写しを添えてください。
- 3 この他の添付書類については、1の事業実施計画に定める資料を添えてください。

高知県知事 様

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金の
交付決定前着工届（鳥獣被害防止施設等の整備）

年度高知県中山間地域所得向上支援事業補助金交付申請に基づく別添事業について、
下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着工したいので、届け出ます。

記

- 1 交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

区分	事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	しゅ工予定 年 月 日	理由

高知県知事 様

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金
変更・中止（廃止）承認申請書（鳥獣被害防止施設等の整備）

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の交付の（変更）決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金事業について、下記のとおり変更したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

交付金変更承認申請額 円

（注）1 記の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。

この場合において、同様式「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対比することができるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略してください。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添えてください。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金変更承認申請書」を「〇〇年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」としてください。

高知県知事 様

所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金遂行状況報告書
(鳥獣被害防止施設等の整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の(変更)交付の決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金事業について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円	年 月 日	

高知県知事 様

所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金実績報告書
(鳥獣被害防止施設等の整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の(変更)交付の決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) 1 記の記入要領は、別記第1-3号様式に準ずるものとします。
- 2 補助金の交付決定により通知された事業の内容等又は事業実績の内容等に変更がある場合は、変更内容を容易に比較対比することができるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。
なお、当該変更の対象外となる事項については、省略してください。
- 3 収支精算の原本証明は、必要ないものとします。
- 4 添付書類は、財産管理台帳(別紙7-3)及び交付申請書に添えたもので変更がある書類とします。また、各事業費の根拠となる支出経費ごとの内訳を記入した資料又は帳簿の写しのいずれかを添えてください。

高知県知事 様

所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除額等報告書（鳥獣被害防止施設等の整備）

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業について、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

(注) 事業実施主体別の内容資料その他参考となる資料を添えてください。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合は、その状況
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入してください。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、その理由
[]

(注) 記載内容確認のため、次に掲げる資料を添えてください。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添えてください。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

高知県知事 様

所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金概算払請求書
(鳥獣被害防止施設等の整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の変更) 交付の決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業について、下記により金 円を概算払によって交付されたく、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

1 補助事業の内容

事業費	補助金 交付決定額 (A)	既受領 補助金額 (B)	今回請求 補助金額 (C)	月日 までの 出来高	補助金残額 (A)-(B)-(C)	備考
円	円	円	円	%	円	

(注) 1 出来高のパーセントは、小数点以下を切上げとしてください。

2 振込先

金融機関名	
預金種類	
口座番号	
口座名義人	

高知県知事 様

所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金繰越承認申請書
(鳥獣被害防止施設等の整備)

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の(変更)交付の決定通知がありました。年度高知県中山間地域所得向上支援事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり事業の繰越しを申請します。

記

- 1 事業の繰越しを必要とする補助金額
円(うち国費 円)
- 2 事業変更計画書 別紙のとおり
- 3 繰越後の完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類

(注) 1 事業変更計画書は、補助金交付申請書又は交付金変更・中止(廃止)承認申請書に添えた事業実施計画書を 3 段書き(上段:全体、中段:年度内、下段:繰越し)にしてください。

2 添付資料

- (1) 繰越理由書
- (2) 施設の設置位置図、設置区域図等
- (3) 工程表(当初計画と変更計画を対比したもの)
- (4) その他(繰越理由を確認することができる資料)

高知県知事 様

所在地

団体名

（協議会名）

代表者

印

年度高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金工期延期承認申請書（鳥獣
被害防止施設等の整備）

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知が
ありました 年度高知県中山間地域所得向上支援事業について、別紙理由書に記載した理
由により事業の予定期間内に完了が困難になりましたので、高知県中山間地域所得向上支援
事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業完了予定期間の延期を
申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 繰越事業完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 変更後の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 3 | 工期延期理由書 | 別紙のとおり |
| 4 | 工程表 | 別紙のとおり |

契約に係る指名停止等に関する申立書

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地

団体名

(協議会名)

代表者

印

当社は、〔 補助事業者 〕発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		事業実施年度				年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘要
政策目的	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業区分	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	しゅん工年月日	総事業費	負担区分							
									交付金	県費	市町村費					その他
鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減																
	合計															

- (注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
 2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入してください。
 3 「摘要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付返還額を記入してください。
 4 この書式により難しい場合は、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。